



はじめての 福福連携ガイド

障害者就労施設に業務のお手伝いを 委託してみませんか？

当リーフレットは高齢者施設と障害者就労施設が連携して業務の
受委託を行う際の具体的手順や留意事項について示しています。
福福連携を実践するときにご活用ください。

県では、福福連携の取り組みを支援しています。
お気軽に裏面問い合わせ先へ相談してください。



石川県

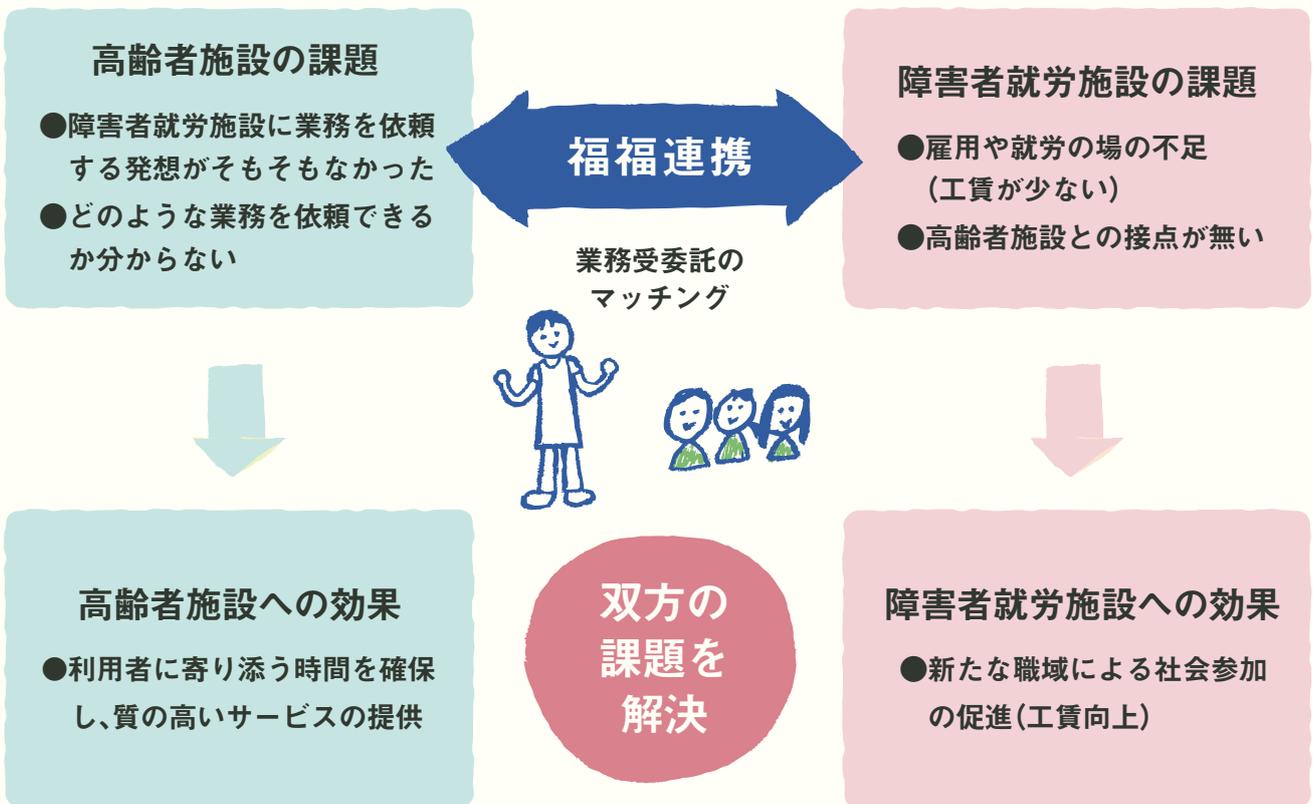
▶▶ 福福連携について

福福連携とは、質の高い介護サービスを安定的に提供していく必要がある高齢者施設(福祉)と、障害のある方の就業機会の確保や収入の増加等を目指す障害者就労施設(福祉)が連携し、それぞれの課題解決につなげる取り組みです。

具体的には高齢者施設と障害者就労施設がシーツ交換や施設の清掃といった作業の請負契約を結び、障害のある方に業務を行ってもらうものです。

契約は、契約期間や作業時間、作業内容を限定することも可能です。

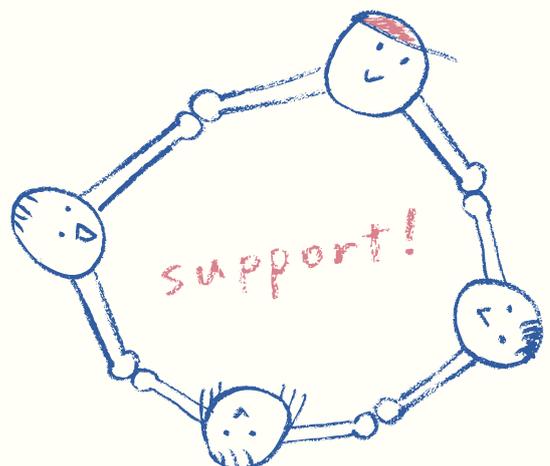
なお、作業時は、障害者就労施設の職員が障害のある方の作業をサポートします。



※ 障害者就労施設では、障害のある方に一般就労に向けての知識や能力向上のための訓練等の支援を行っており、その一環として施設の中や企業に伺って、食品加工、部品組み立て、箱折・袋詰め、軽作業、清掃等の様々な作業に取り組んでいます。

【障害者就労施設の種類】

就労移行支援、就労継続支援A型・B型など



▶▶ 石川県の福福連携の取り組み

石川県では福福連携を推進するため、高齢者施設と障害者就労施設との業務受委託のマッチングや普及啓発に取り組んでいます。

1 業務受委託のマッチングの実施

- 高齢者施設と障害者就労施設とのマッチングを実施
- 業務切出の専門家を派遣



2 福福連携の普及啓発

- 高齢者施設に向けて福福連携の事例やメリットを紹介する説明会を開催
- 福福連携の取り組み事例等を記載したリーフレットの作成や配布



▶▶ 業務受委託の流れ

Step 1 委託したい業務の明確化

【例】

- ・どんな業務？(通年？期間限定？)
- ・業務量はどれだけ？(健常者だと何人相当？)
- ・料金はどうしよう？



Step 2 マッチング機関へ相談・施設を照会

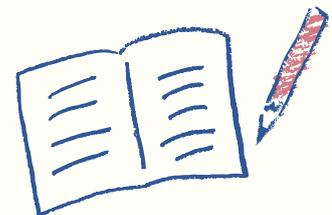
県障害保健福祉課までご相談ください。

※施設に照会して回答が来るまでお時間が必要ですので、極力、時間に余裕をもってご相談いただければと思います。



Step 3 障害者就労施設に内容を説明・契約

- ・興味を持った障害者就労施設に事前の説明会又は見学会を開催しましょう。
- ・施設側と話がまとまったら、契約書を作成し、双方で決定した作業内容等を書面で残しておきましょう。



▶▶ どのような業務が依頼できるの？

施設内の清掃作業



手洗いの清掃



床の清掃

高齢者施設：てらす辰巳町（白山市）

障害者就労施設：就労支援隊あくと（白山市）

白山市内で住宅型有料老人ホームを運営しています。今までは職員が清掃を行っていましたが、利用者との関わりあいの時間を増やしていきたいと考えて、フロアの清掃などをお願いしました。

ポイント

- ・月1回のミーティングを行い作業内容等、情報の共有をしています。
- ・現場では職員同士が密に報告や確認を行っています。
- ・作業しやすい環境づくりを心がけています。

高齢者施設側の感想

障がいのある方に作業に入ってもらった時は、いろいろな部分で不安や分からない事がありましたが、定期的なミーティングや職員同士の連携、作業に対して真剣に丁寧に取り組んでいる姿を見て安心しました。今では、とても助かっています。

施設内のシーツ交換作業



シーツ交換作業

高齢者施設：住宅型有料老人ホーム サンケア赤土（金沢市）

障害者就労施設：サンケアワークス（白山市）

金沢市赤土町にて定員51名の有料老人ホームを運営しております。当施設では身体介護は有資格者が役割を担い、生活援助等のお掃除やシーツ交換については無資格者や地域の高齢者雇用の方に担っていただいております。このような業務内容で雇用の幅を広げ、就労支援のある方とも協働できないかとの提案があり、導入してみました。おかげで施設の介護福祉士は身体介護等に専念できています。

ポイント

- ・精神的に負担にならないようにコミュニケーションに配慮しました。
- ・業務内容をわかりやすくする為に業務フローの明確化や図面での手順書をお渡ししました。

高齢者施設側の感想

高齢者福祉ではたくさんの支援があり、細かい業務がたくさんあります。介護福祉士はその細かい業務に追われ本来手厚い介護を行いたいができないことも多くあります。その中で介護福祉士以外の方でもできるシーツ交換などを担っていただける事で役割分担ができ、とても助かり、就労能力の大きさに感謝しております。



メンバー集合

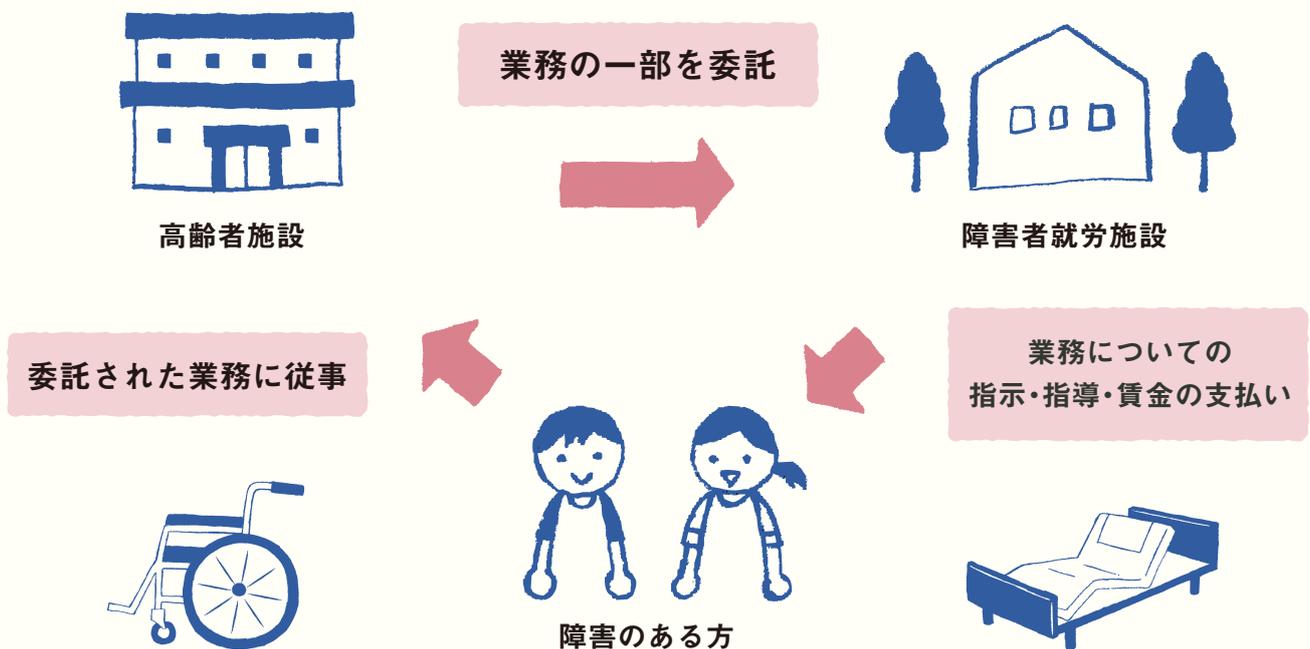
よくあるご質問について

Q 業務を委託すると障害のある方を管理・指導等しなければいけないのですか？

A 障害のある方との個別の雇用契約ではなく障害者就労施設との委託契約となります。そのため、受託した業務は障害者就労施設の職員と障害のある方がユニットを組んで作業に当たります。

その際、障害のある方の管理・指導は障害者就労施設の職員が行います。

委託者は障害者就労施設の職員に指示していただくだけで結構です。



Q 料金はどうか考えたらいいのですか？

A 委託する業務の料金をいくらにするかお悩みの際は、従前委託する業務を職員で作業していた際にかかっていた費用を参考にされてはいかがでしょうか。

Q 施設外就労をしていただいた障害のある方を、将来的に直接雇用することは可能ですか？

A 可能です。県においても障害のある方の一般就労（一般の企業に雇用されて働くこと）の促進を目指しており、実際に、施設外就労で経験を積み、その後雇用される例もあります。



〈福福連携についてのお問い合わせ先〉

石川県健康福祉部

名称	所在地	電話番号
健康福祉部障害保健福祉課	金沢市鞍月1丁目1番地	076-225-1426

障害者就労施設とのマッチングを支援するためのHP「かけはしネット」もご利用ください。

かけはしネット 石川

<http://www.kakehashi-net.jp/>

検索 🔍

かけはしネット お問い合わせ先

石川セルフ振興センター 電話番号 076-224-1211